

西条市エコショップ制度実施要綱

(目的)

第1条 この制度は、環境に配慮したサービスを提供する小売店を「エコショップ」として認定し、広く市民に啓発することで、環境にやさしいライフスタイルを広めることを目的とする。

(エコショップの条件)

第2条 この制度で定めるエコショップは、別表中の取組を実施している小売店であることとする。

(登録の申請)

第3条 エコショップとして登録しようとする事業者は、西条市エコショップ登録申請書(様式第1号)を市へ提出しなければならない。

(エコショップの認定)

第4条 市は前項の申請書の提出があった場合は、内容を審査し、エコショップ制度への登録を適当と認めたときは、エコショップとして登録するとともに、申請のあった事業者エコショップ認定証(様式第2号)を交付する。

(認定期間)

第5条 エコショップの認定期間は平成39年3月31日までとする。

(登録店の協力)

第6条 エコショップとして登録を受けた事業者(以下「登録店」という。)は、認定証を店頭に掲示し、登録した取組を進めるとともに、市が実施する普及啓発に協力するものとする。

(変更)

第7条 登録店は登録した内容に変更が生じたときは、エコショップ登録内容変更届(様式第3号)を市長に提出するものとする。

(辞退)

第8条 エコショップ認定を辞退しようとするときは、エコショップ辞退届(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(その他)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表

- 1 量り売りを行っていること。
 - 2 省包装を実施していること。
 - 3 衣料品の回収を行っていること。
 - 4 レジ袋を有料にし、収益金を環境社会貢献活動に役立てていること。
 - 5 マイバスケット、マイバッグ持参の方は値引きすること。
 - 6 レジ袋の削減に取り組んでいること。
 - 7 不用品の買い取り・販売を行っていること。
 - 8 割り箸の使用削減に取り組んでいること。
 - 9 店に回収ボックスを設置し、資源ごみをリサイクルしていること。
 - 10 商品の修理、補修を行なっていること。
 - 11 環境に配慮した製品を取り扱い、周知していること。
 - 12 西条産の食材を積極的に取り扱い、周知していること。
 - 13 電気自動車充電器を設置していること。
 - 14 その他各店の特徴を活かした内容で市が認めたものであること。
- ※ただし、直接消費者に関係がないものは除く（事務所内での省エネ対策のみ等）。

附 則

この要綱は、平成29年7月20日から施行する。